破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３５号
岩手県一関市花泉町金沢字恵比須沢11番地31
債務者　佐藤　真武
1　決定年月日時　平成25年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２５年（フ）第２２２号
北海道上磯郡知内町字重内４番地
債務者　岡田　和久
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２２４号
北海道寿都郡寿都町字開進町38番地
債務者　寺内　静子
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２３７号
函館市本通２丁目24番10号
債務者　長沼　珠江
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第４３号
和歌山県田辺市湊1044番地の１　カリンハイツ102、前住所和歌山県田辺市湊1044番地の１　カリンハイツ203
債務者　嶋田　尚之
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２５年（フ）第４４号
福岡県みやま市瀬高町小川933番地３
債務者　伊藤真由美
1　決定年月日時　平成25年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第４５号
福岡県柳川市西蒲池719番地６
債務者　川口裕美子
1　決定年月日時　平成25年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第７号
北海道稚内市萩見１丁目９番１号　第３こばやしコーポ３号室
債務者　内園　里子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２５年（フ）第２４４号
埼玉県越谷市花田１丁目29番地１　ロテュースナカムラ103、旧住所埼玉県越谷市大沢653番地１　越谷北ローヤルコーポ502号
債務者　竹田　光夫
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２４５号
埼玉県越谷市花田１丁目29番地１　ロテュースナカムラ103、旧住所埼玉県越谷市大沢653番地１　越谷北ローヤルコーポ502号
債務者　竹田　妙子
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第６３号
岐阜県大垣市草道島町708番地
債務者　増田　良仁
1　決定年月日時　平成25年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第６６号
岐阜県揖斐郡揖斐川町北方2119番地
債務者　田宮　敬喜
1　決定年月日時　平成25年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第６２７号
堺市堺区田出井町５番８―108号
債務者　山田奈穂美
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６３９号
大阪府羽曳野市野640番地の９
債務者　川上　隆司
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６４２号
大阪府羽曳野市恵我之荘２丁目４番３号
債務者　菊池　憂香
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６５５号
堺市西区鳳南町２丁126番地
債務者　多田　伸平
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６７２号
大阪府藤井寺市林５丁目２番28号パスワード202号室
債務者　磯貝　美加
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係